

長 福 第 5 6 3 4 号

令和6年12月27日

介護サービス事業者 各位

(短期入所系、居住系、多機能系、施設系サービス)

大分市長寿福祉課長 秦 崇彰

生産性向上推進体制加算の取得について（周知）

令和6年度介護報酬改定において、短期入所系、居住系、多機能系、施設系サービス事業所における生産性向上委員会（以下「委員会」という。）の設置が義務付けられ（経過措置3年間）、さらに、この取組に加えて介護ロボットやICT等の活用に取り組む事業所を評価するために生産性向上推進体制加算が新設されたところです。

この度、これらの取組の促進を図る観点から、当該加算の取得に係る要点を整理したのでお知らせします。

記

1 算定要件の概要

加算Ⅱ（10単位／月）は、「委員会において生産性向上の取組の検討、実施」「介護機器の活用」を開始した段階で算定可能となり、取組による成果の有無は問いません。

加算Ⅰ（100単位／月）は、加算Ⅱの取組を3月以上継続した上で、取組による成果を確認できる必要があります。成果とは、介護機器の導入前後を比較して「利用者満足度が悪化していないこと」「勤務時間等が短縮していること」「有休取得日数が維持・増加していること」が規定されています。さらに加算Ⅰは、加算Ⅱの取組に加え「委員会において業務分担の明確化等の取組を検討、実施」「複数の介護機器の活用」を算定開始時に満たしている必要があります。

また、加算Ⅰ・Ⅱのいずれも、事業年度毎に取組に関する実績データを厚生労働省に報告する必要があります。

なお、加算Ⅰの算定にあたっては、加算Ⅱの算定後3月以上経過したのち加算Ⅰへ区分変更することが想定されますが、加算Ⅰの要件を満たすことが確認できるのであれば、「加算Ⅱを算定していない場合」や「本加算新設以前から同等の取組を開始している場合」であっても加算Ⅰから算定可能です。

算定要件の概要等は（別紙資料1）をご覧ください。

2 関連通知等

- (1) 根拠規定抜粋（別紙資料 2）

- (2) 取扱通知

厚労省HP「令和 6 年度介護報酬改定について」（次の①～③の文書を掲載）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

- ① 取扱通知

生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について（老高発 0329 第 1 号令和 6 年 3 月 29 日改正）

- ② ①の取扱通知で定める様式

（別紙 1）生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書（毎年度報告）

（別紙 2）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果

（別添 1）利用者向け調査票

（別添 2）施設向け調査票（労働時間等調査票）

（別添 3）職員向け調査票

（別添 4）職員向けタイムスタディ調査票

- ③ データ提出に関する通知

生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について（老高発 0927 第 2 号令和 6 年 9 月 27 日）

3 加算届出に係る様式

- (1) 大分市HP「加算等の届出について」（次の様式を掲載）

<https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/1344999428871.html>

（別紙○）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

（別紙○）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

（別紙 4～51）各種加算に係る届出書のうち、

＞ワークシート（別紙 28）生産性向上推進体制加算に係る届出書

- (2) 加算届に必要な添付書類

（別紙資料 1）記載のとおり。

なお、（別紙資料 3）として次の様式の記入例を添付しているので参照のこと。

（別紙 28）生産性向上推進体制加算に係る届出書

（別紙 2）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果

4 参考資料（関連リンク、相談窓口）

- (1) 介護サービス事業者の皆様へのお知らせ（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634_00010.html

- (2) 生産性向上のための委員会と生産性向上推進体制加算解説資料

(公益財団法人介護労働安定センター)

<https://www.kaigo-center.or.jp/content/files/jigyo/suisintaiseikasan.pdf>

- (3) 生産性向上ガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

- (4) 介護分野における生産性向上ポータルサイト（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

- (5) 大分県介護DXサポートセンター（大分県委託事業によるワンストップ窓口）

<https://oita-kaigorobot.com/>

5 留意点

- ・ 生産性向上の取組については、4(3)の生産性向上ガイドラインに基づき業務改善を継続的に行うこと。
- ・ 本通知は、当該加算の取得の際に必要な要件、書類を整理したものである。加算取得後に事業年度毎に報告する実績データの取扱については評価期間や項目が異なる部分があるため、あらためて取扱通知を参照すること。

(お問い合わせ)

大分市長寿福祉課事業推進担当班 担当：辻

電話：097-537-5744

生産性向上推進体制加算の概要

表 1 算定要件

算定要件	加算（Ⅱ）の算定要件	加算（Ⅰ）の算定要件
(1)生産性向上委員会 における取組 (生産性向上の取組)	生産性向上委員会において、次の4項目について検討し、実施を定期的に確認 ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 生産性向上を図るための職員研修	
(2)生産性向上委員会 における取組 (業務分担の明確化)		生産性向上委員会において、上記(1)①～④に加え 「職員の業務分担の明確化等」による生産性向上について検討、実施し、実施状況を定期的に確認
(3)介護機器の活用 (テクノロジーの導入)	次のうち <u>1種類以上</u> を活用 ① 見守り機器等 ② インカム等 ③ 介護ソフト等	次の <u>すべて</u> を活用 ① 見守り機器等 ② インカム等 ③ 介護ソフト等
(4)厚労省への実績報告	事業年度ごとに次の評価項目の実績を厚労省に報告 ① 利用者の満足度 ② 総業務時間及び超過勤務時間 ③ 年次有給休暇の取得状況	事業年度ごとに次の評価項目の実績を厚労省に報告 ① 利用者の満足度 ② 総業務時間及び超過勤務時間 ③ 年次有給休暇の取得状況 ④ 職員の心理的負担 ⑤ 機器導入等による業務時間の分析
(5)生産性向上の成果		上記(4)の評価項目①～③について、機器の導入前後で次の成果が確認できること ①→悪化していないこと ②→短縮していること ③→維持または増加していること

表 2 その他

	加算（Ⅱ）	加算（Ⅰ）
単位数	10単位／月	100単位／月
加算届に必要な添付書類	・(別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ・委員会の議事概要(上表(1)の項目が議事に含まれること)	・(別紙28) 生産性向上推進体制加算に係る届出書 ・(別紙2) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果 ・委員会の議事概要(上表(1)(2)の項目が議事に含まれること) ※ヒアリング調査結果及び委員会で当該結果を確認した議事概要（評価項目①利用者の満足度についてヒアリングにより評価した場合に限る）
加算届を行う時期 (算定可能となる時期)	上表の算定要件(1)、(3)を満たした時点	上表の算定要件(1)～(3)、(5)を満たした時点 ※(5)の生産性向上の成果とは、 (1)生産性向上の取組 (3)介護機器の活用（ <u>1種類以上</u> ） を3月以上継続し、機器の導入前後の状況を比較して確認する。 (例：R7.3に機器を導入しR7.4から加算Ⅱを算定した場合、加算Ⅰを算定できるのは早くてもR7.7となる)

※表2は加算算定開始時において必要な事項を記載しているが、算定後に表1(4)により事業年度毎に実績報告するデータに関する取扱は、算定開始時と一部異なるため、取扱通知を参照すること。

根拠規定抜粋
(短期入所生活介護の抜粋)

1 生産性向上委員会（運営基準）

【基準省令】

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 11 年 3 月 31 日号外 厚生省令第 37 号)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 139 条の 2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

【解釈通知】

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

(平成 11 年 9 月 17 日 老企第 25 号)

(19) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催

居宅基準第 139 条の 2 は、介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものである。なお、本条の適用に当たっては、令和 6 年改正省令附則第 4 条において、3 年間の経過措置を設けており、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされている。

本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。

また、本委員会は、定期的開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。

あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されたところであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令とは異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を設置し、開催している場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。

2 生産性向上推進体制加算（算定基準）

【報酬告示・単位数表】

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

（平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 19 号）

ト 生産性向上推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所において、利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（１） 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100 単位

（２） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10 単位

【大臣基準】

○厚生労働大臣が定める基準

（平成 27 年 3 月 23 日 厚生労働省告示第 95 号）

三十七の三 短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算の基準

イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

（一） 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保

（二） 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

（三） 介護機器の定期的な点検

（四） 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修

（２） （１）の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。

（３） 介護機器を複数種類活用していること。

（４） （１）の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。

（５） 事業年度ごとに（１）、（３）及び（４）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

ロ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１） イ（１）に適合していること。

（２） 介護機器を活用していること。

（３） 事業年度ごとに（２）及びイ（１）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

【留意事項通知】

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成 12 年 3 月 8 日 老企第 40 号）

（25） 生産性向上推進体制加算について

生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。

【Q & A】

〇令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 5) (令和6年4月30日 事務連絡)

問12 加算(Ⅰ)(※100単位/月)の算定開始に当たっては、加算(Ⅱ)の要件となる介護機器の導入前後の状況を比較し、生産性向上の取組の成果の確認が求められているが、例えば、数年前又は新規に介護施設を開設し、開設当初より、加算(Ⅰ)の要件となる介護機器を全て導入しているような場合については、当該介護機器の導入前の状況を把握している利用者及び職員がいないなど、比較が困難となるが、導入前の状況の確認はどのように考えるべきか。

(答)

介護機器の導入前の状況を把握している利用者及び職員がいない場合における生産性向上の取組の成果の確認については、以下のとおり対応されたい。

【利用者の満足度等の評価について】

介護サービスを利用する利用者(5名程度)に、介護機器を活用することに起因する利用者の安全やケアの質の確保についてヒアリング調査等を行い(※)、その結果に基づき、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響がないことを確認すること。

(※) 介護機器活用した介護サービスを受ける中での、利用者が感じる不安や困りごと、介護サービスを利用する中での支障の有無、介護機器活用による効果等についてヒアリングを実施することを想定している。

また、事前調査が実施できない場合であって、ヒアリング調査等を行う場合には、別添1の利用者向け調査票による事後調査の実施は不要となる。

【総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査、年次有給休暇の取得状況の調査について】

加算(Ⅱ)の要件となる介護機器を導入した月(利用者の受入れを開始した月)を事前調査の実施時期(※)とし、介護職員の1月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給休暇の取得状況を調査すること。また、事後調査は、介護機器の導入後、生産性向上の取組を3月以上継続した以降の月における介護職員の1月当たりの総業務時間、超過勤務時間及び年次有給休暇の取得状況を調査し、事前調査の勤務状況と比較すること。

(※) 介護施設を新たに開設し、利用者の受入開始月から複数月をかけて利用者の数を拡大するような場合については、利用者数の変化が一定程度落ち着いたと考えられる時点を事前調査の対象月とすること。この場合、利用者数の変化が一定程度落ち着いたと考えられる時点とは、事前調査及び事後調査時点における利用者数と介護職員数の比に大きな差がないことをいう。

(例) 例えば、令和6年1月に介護施設(定員50名とする)を新たに開設し、同年1月に15人受け入れ、同年2月に15人受け入れ(合計30名)、同年3月に15人受け入れ(合計45名)、同年4月に2名受け入れ(合計47名)、のように、利用者の数を段階的に増加していく場合については、利用者の増加が落ち着いたと考えられる同年4月を事前調査の実施時期とすること。

生産性向上推進体制加算に係る届出書

事業所番号	7010****		
事業所名	地域密着型特別養護老人ホーム●●苑		
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了		
施設種別	1 短期入所生活介護	2 短期入所療養介護	3 特定施設入居者生活介護
	4 小規模多機能型居宅介護	5 認知症対応型共同生活介護	6 地域密着型特定施設入居者生活介護
	7 地域密着型介護老人福祉施設	8 看護小規模多機能型居宅介護	9 介護老人福祉施設
	10 介護老人保健施設	11 介護医療院	12 介護予防短期入所生活介護
	13 介護予防短期入所療養介護	14 介護予防特定施設入居者生活介護	15 介護予防小規模多機能型居宅介護
	16 介護予防認知症対応型共同生活介護		
届出区分	1 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) 2 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		

生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) に係る届出

① 加算 (Ⅱ) のデータ等により業務改善の取組による成果を確認

② 以下の i ~ iii の項目の機器をすべて使用

③ 職員間の適切な役割分担 (いわゆる介護助手の活用等) の取組等を実施

④ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会 (以下「委員会」という。) において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認

① 入所 (利用) 者全員に見守り機器を使用

② 職員全員がインカム等のICTを使用

③ 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICTを使用

名称	i ●●見守りシステム、ii ▲▲インカム、iii ■■介護ソフト
製造事業者	i 株式会社●●、ii 株式会社▲▲、iii 株式会社■
用途	i センサーマット・カメラによる見守り支援、ii 職員連絡用インカム、iii 介護記録ソフト、タブレット

i ②の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保

ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮

iii 機器の不具合の定期チェックの実施 (メーカーとの連携を含む)

iv 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施

生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) に係る届出

① 以下の i ~ iii の項目の機器のうち1つ以上を使用

② 委員会において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認

i 入所 (利用) 者1名以上に見守り機器を使用

ii 職員全員がインカム等のICTを使用

iii 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICTを使用

名称	i ●●見守りシステム
製造事業者	i 株式会社●●
用途	i センサーマット・カメラによる見守り支援

i ①の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保

ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮

iii 機器の不具合の定期チェックの実施 (メーカーとの連携を含む)

iv 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施

備考1 加算 (Ⅰ) の要件①については、当該要件に係る各種指標に関する調査結果のデータを提出すること。
備考2 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
備考3 本加算を算定する場合は、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。
備考4 届出にあたっては、別途通知 (「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」) を参照すること。

業務改善の取組による成果の確認として「(別紙2) 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) の算定に関する取組の成果」を添付すること (下記備考1参照)

***取扱通知抜粋**
3 介護機器について
加算 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) を算定するに当たっては、以下の介護機器を使用する必要があること。なお、介護機器の選定に当たっては、事業所の現状の把握及び業務面において抱えている課題の洗い出しを行い、業務内容を整理し、職員それぞれの担うべき業務内容及び介護機器の活用方法を明確化した上で、洗い出した課題の解決のために必要な種類の介護機器を選定すること。
(1)加算 (Ⅰ)
加算 (Ⅰ) を算定するに当たっては、以下の①から③の介護機器を全て使用することとし、また、①の機器は全ての居室に設置し (全ての利用者を個別に見守ることが可能な状態をいう。)、②の機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用すること。
①見守り機器
利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。なお、見守り機器を居室に設置する際には、利用者のプライバシーに配慮する観点から、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ることとし、機器の運用については、当該利用者又は家族等の意向に応じ、機器の使用を停止するなどの運用は認められる。
②インカム (マイクホンが取り付けられたイヤホンをいう。) 等の職員間の連絡調整の迅速化に資する I C T 機器 (ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資する I C T 機器も含む。)
③介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資する I C T 機器 (複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。)
(2)加算 (Ⅱ)
加算 (Ⅱ) を算定するにあたっては、(1)①から③に掲げる介護機器のうち、1つ以上を使用すること。なお、(1)②の機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用すること。

***取扱通知抜粋**
4 職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減について
加算 (Ⅰ) を算定するに当たっては、業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担を実施すること。例えば、以下のことが対応として想定されるものであるが、委員会において、現場の状況に応じた必要な対応を検討すること。
・ 負荷が集中する時間帯の業務を細分化し個人に集中することがないよう平準化すること
・ 特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けること
・ いわゆる介護助手の活用 (食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ごみ捨て等、利用者の介助を伴わない業務を集中的に実施する者を設けるなどの取組) を行うこと
・ 利用者の介助を伴わない業務の一部を外注すること

***取扱通知抜粋**
5 委員会における安全対策の検討及び取組状況の定期的な確認について
委員会は、現場職員の意見が適切に反映されるよう、管理者だけでなく、ケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等が参画するものとする。委員会では、次の(1)から(4)までの事項について必要な検討を行い、また、委員会は三月に一回以上開催し、当該事項の実施状況を確認し、ケアを行う職員等の意見を尊重しつつ、必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を図ること。また、委員会における検討に基づき実施された取組により業務効率化が図られた場合、その効率化された時間は、介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する取組に優先して充てること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応すること。
(1)「利用者の安全及びケアの質の確保」について
①見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。
②利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。
③見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討すること。
④介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例 (介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうなった事例をいう。)(以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。)の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。
(2)「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について
実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認し、適切な人員配置や処遇の改善の検討等が行われていること。
①ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無
②職員の負担が過度に増えている時間帯の有無
③休憩時間及び時間外勤務等の状況
(3)「介護機器の定期的な点検」について
次の①及び②の事項を行うこと。
①日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。
②使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。
(4)職員に対する研修について
介護機器の使用法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。また、**加算 (Ⅰ)** を算定するに当たっては、上記に加え、職員間の適切な役割分担による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的実施すること。

***取扱通知抜粋**
8 厚生労働省等への報告等について
6の厚生労働省への報告については、別紙1により報告をすること。また、**加算 (Ⅰ)** の算定を開始する場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(令和6年3月15日老発0315第1号)の別紙28「生産性向上推進体制加算に係る届出書」を届け出る際に、当該届出書の備考1に規定する**各種指標に関する調査結果のデータとして別紙2を添付**すること。
あわせて、別紙1については「電子申請・届出システム」を活用したオンラインによる提出を予定しているが、システム改修に一定の期間を要するため、当面の間は別の方法による提出とする予定である。詳細については、別途通知する。
報告にあたり、指定権者が委員会における検討状況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護サービス事業所のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。

実績データの提出に関する通知
生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について (老高発0927第2号令和6年9月27日)

生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の算定に関する取組の成果

事業所名	地域密着型特別養護老人ホーム●●苑			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件となる介護機器の導入時期				
導入時期	令和6年4月			
1 利用者の満足度等の変化				
事前調査時期	令和6年3月	事後調査時期	令和6年7月	
①-1 WHO-5(事前調査) 調査対象人数 5人				
点数区分	0点~6点	7点~13点	14点~19点	20点~25点
人数		1	3	1
①-2 WHO-5(事後調査) 調査対象人数 5人				
点数区分	0点~6点	7点~13点	14点~19点	20点~25点
人数			4	1
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 ☒				
②-1 生活・認知機能尺度(事前調査) 調査対象人数 5人				
点数区分	7点~14点	15点~21点	22点~28点	29点~35点
人数	2	2	1	
②-2 生活・認知機能尺度(事後調査) 調査対象人数 5人				
点数区分	7点~14点	15点~21点	22点~28点	29点~35点
人数	2	2	1	
調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認 ☒				
上記の調査データがなく、ヒアリング調査を実施した場合(備考参照) ☐				
2 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 調査対象人数 12人				
対象期間	(事前)令和6年3月	(事後)令和6年7月		
総業務時間	160.6	157.3		
対象期間	(事前)上表と同じ	(事後)上表と同じ		
超過勤務時間	6.9	6.7		
(※) 一月あたりの時間数(調査対象者平均、小数点第1位まで記載)(時間)				
総業務時間及び超過勤務時間が短縮していることの確認 ☒				
3 年次有給休暇の取得状況 調査対象人数 12人				
対象期間	(事前)令和5年4月~7月	(事後)令和6年4月~7月		
年次有給休暇取得日数	1.0	1.0		
(※) 対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数(調査対象者平均、小数点第1位まで記載)(日)				
年次有給休暇の取得状況が維持又は増加していることの確認 ☒				

備考 詳細については、別途通知(「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」)を参照すること。また、成果の確認に当たっては加算(Ⅱ)の要件となる介護機器の導入後、3年以上取組の継続が必要であることに留意すること。

また、利用者の満足度等の変化に関する調査のデータがない場合であって、介護機器の導入前からサービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を実施した場合は、当該調査結果及び委員会での当該結果を確認した議事概要を提出すること。

【導入時期】…いずれかの介護機器を導入した月を記載すること。複数機器を導入している場合は最も早く導入した機器の導入月を記載すること。*取扱通知7
★なお、古くに介護機器を導入したことにより「総業務時間」「超過勤務時間」「年次有給休暇の取得状況」のデータが現存しない場合、これらのデータが現存する最も古い月を導入時期とみなして差し支えない。*市取扱

【事前調査時期】…介護機器の導入以前の月*取扱通知7(1)
【事後調査時期】…介護機器の導入後、生産性向上の取組を3月以上継続した後の月*取扱通知7(1)

【①WHO-5調査】…(別添1)利用者向け調査票により、WHO-5調査を実施すること。*取扱通知6(1)
・調査対象は5名程度の利用者とする。*取扱通知6本文
・比較する対象者は事前事後で同一の利用者とする。*取扱通知7(1)

「1 利用者の満足度等の変化」の成果要件は、本取組による「悪化が見られないこと」*取扱通知7(1)①
・「悪化が見られないこと」とは、比較により数値が下がっていないことをいうものであるが、数値の低下の要因が生産性向上の取組に伴うものではない事象によるものであることが明らかな場合については当該事象の発生した利用者について、調査の集計対象から除くことは差し支えない。

【②生活・認知機能尺度調査】…上記コメント①WHO-5調査と同様に取り扱うこと。

【ヒアリング調査を実施した場合】*取扱通知7(1)、(2)
・介護機器の導入前の調査のデータがない場合等については、当該介護機器の導入前から介護サービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を行い、その結果に基づき、委員会において当該介護機器の導入による利用者の満足度等への影響がないことを確認することで足りるものとする。
・開設当初から機器を導入しているために事前の調査データがない場合の取扱いについては令和6年度介護報酬改定Q&A Vol. 5問12を参照

【事前調査月】には次のいずれかを記載すること*取扱通知7(1)②
・介護機器導入前の直近の(事後調査と)同月(例:事後調査がR6. 7ならR5. 7)
・介護機器導入月の前月(左例:導入月がR6. 4ならR6. 3)
【事後調査月】には次のとおり記載すること*取扱通知7(1)②
・介護機器導入から生産性向上の取組を3月以上継続した以降の月(左例:導入月がR6. 4ならR6. 7以降)

【総業務時間】【超過勤務時間】…(別添2)施設向け調査票により、事前事後の調査月における介護職員の1月あたりの総業務時間及び超過勤務時間を調査すること。*取扱通知6(2)
・すべての介護職員を調査の対象とする。
・総業務時間及び超過勤務時間は調査対象者全体の平均値(小数点第1位まで)を記載すること。

★事前事後でデータを単純比較できない場合は適宜要件を揃えた推計値により比較して差し支えない。
この場合、推計方法や根拠が説明できるよう資料を備えておくこと。*市取扱
(例:対象月の暦日数が異なる場合、暦日数が揃うように按分する)
(例:人員体制が変更し無期雇用職員が減り有期雇用職員が増えた場合、相当する変更部分の職員(事前の無期雇用職員、事後の有期雇用職員)を集計対象から除く、あるいは同数の無期雇用職員として換算する)

「2 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化」の成果要件は、「短縮していること」*取扱通知7(1)②

【事前調査期間】には次のいずれかを記載すること*取扱通知7(1)③
・介護機器導入前の直近の(事後調査と)同期間
(左例:事後調査期間がR6. 4~7の4月間なら直近の同期間はR5. 4~7の4月間)
・介護機器導入月の前月を起点とする直近の調査期間の月数
(例:事後調査期間がR6. 4~7の4月間で導入月がR6. 4なら前月を起点とする直近の調査期間の月数はR5. 12~R6. 3の4月間)
【事後調査期間】には次のいずれかを記載すること*取扱通知7(1)③
・介護機器導入月から2の事後調査対象月までの期間
(左例:導入月R6. 4から事後調査月R6. 7までの4月間)
・加算Ⅱの算定開始月から2の事後調査対象月までの期間
(例:算定開始月R6. 5から事後調査月R6. 7までの3月間)

【年次有給休暇取得日数】…(別添2)施設向け調査票により、事前事後の調査期間における介護職員の年次有給休暇の取得日数を調査すること。*取扱通知6(3)
・すべての介護職員を調査の対象とする。
・年次有給休暇の取得日数は調査対象者全体の平均値(小数点第1位まで)を記載すること。

・推計値により比較する場合の取扱いとは2総業務時間等と同様に取り扱うこと。

「3 年次有給休暇の取得状況」の成果要件は、「維持又は短縮していること」*取扱通知7(1)③